

# 平成27年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 社会福祉課

担当名: 保護担当

内線: 3281

(単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B7	生活保護受給高齢者自立支援事業費			一般会計	民生費	生活保護費	生活保護総務費	生活保護受給高齢者自立支援事業費	
事業期間	平成27年度～平成31年度	根拠法令	生活保護法第1条			戦略項目	02 介護の安心		
						分野施策	010201 高齢者が安心して暮らせる社会づくり		
<b>1 事業の概要</b> 社会福祉士などの専門職が、生活保護受給高齢者の地域活動への参加や、健康診査の受診を促進することにより生活習慣病の重症化を予防することで医療費と将来の介護費を抑制する。  (1) 生活保護高齢者世帯自立支援事業費 国庫補助金の補助率の変更に伴う財源更正				<b>5 事業説明</b> (1) 事業内容 おおむね65歳～74歳で高血圧症など生活習慣病のある生活保護世帯の高齢者を対象とする。これらの対象者は、家族や地域とのつながりが薄く孤立しがちなため、社会福祉士などの専門職に委託し、積極的に高齢者サロンや地域活動などへの参加を促すとともに、健康診査の受診を促し、生活習慣病の改善・予防に繋げる。 (2) 事業計画 ケースワーカーによる対象者の選定や民生委員の協力を得て、支援対象者を月1回以上訪問し高齢者サロン、交流スペースの利用や介護予防教室、栄養教室への参加、ゴミ拾いなど地域活動への参加を促していく。また、健康診査の受診を進め、生活改善や栄養に関する指導を行いながら、瀕回受診の抑制を図っていく。対象者は2,400人 (3) 事業効果 瀕回受診の防止や生活改善指導により、対象者の健康の維持、向上を図るとともに医療扶助費と将来の介護費を抑制する。 (4) 県民・民間活力、職員のマンパワー、他団体との連携状況 次のような協力を求め市町村等と協働で高齢者の自立支援を行う。 ア 市町村職員への協力依頼 (ア) 福祉事務所ケースワーカー ・ 高齢者の選定と初回訪問時の同行訪問 ・ ケースカンファレンス(事例研究)への同席と生活保護の処遇方針への反映 ・ 引きこもりから脱し、地域に居場所を得た高齢者に対する支援の引継ぎ (イ) 市町村保健センター保健師 ・ 健康増進法による健康診査の実施と審査結果の情報提供 ・ 高齢者への健康管理支援 イ 市町村が管内関係機関に協力依頼するもの (ア) 地域包括支援センターが実施する介護予防教室等の開催情報の提供と高齢者の参加の受入れ (イ) 民生委員への事業実施に対する協力依頼 (ウ) 市町村社会福祉協議会の有する地域福祉のイベントやボランティア情報の提供と高齢者の参加の受入れ (5) 補正予算の概要 国庫補助金の補助率の変更に伴い財源更正を行う。国庫補助率 1/2(当初予算) 3/4(2月補正後) 国庫補助金 39,921千円(13,307千円増) 一般財源 13,308千円(13,307千円)					
<b>2 事業主体及び負担区分</b> (国3/4・県1/4)									
<b>3 地方財政措置の状況</b>									
<b>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</b> 9,500千円×0.5=4,750千円									
予算額		財源内訳						一般財源	補正後の 予算額
		国庫支出金							
決定額		13,307					13,307	53,229	
現計額	53,229	26,614					26,615		